

平成24年12月1日

百合ヶ丘ハイツ自治会
会 員 各 位

百合ヶ丘ハイツ自治会
会 長 内 田 剛

常日頃から当自治会の活動に対して、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。自治会では平成23年の7月から地震対策の一環として、百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部運営マニュアルの作成に取り組んできました。今後は、このマニュアルに沿って防災訓練等を実施し、大震災に備えて参ります。会員各位のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策

(本部運営マニュアル)

「自分の命は自分で守ろう。

自分たち地域は自分たちで守ろう。」

防災5箇条

- 第1条 話し合おう家族の連絡どうするの
- 第2条 備えよう、最低でも食料・飲み水3日分
- 第3条 圧死から身を守ろう家具の転倒防止と耐震対策
- 第4条 避難時は、電気・ガスの元栓切って
- 第5条 地震だ、隣近所に声かけて、まずはいつとき避難場所

平成24年12月

百合ヶ丘ハイツ自治会

目 次

震災時の心得	3
百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部運営マニュアル	
Ⅰ いっつき避難場所への避難	6
1 震度5（強）以上の地震が発生した場合	6
2 いっつき避難場所の安全確認	6
3 管理センター及び自治会館施設の安全確認	6
4 地域防災拠点の受入れ態勢と避難経路の安全確認	7
5 避難誘導	7
Ⅱ 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部への集合	8
1 震災対策本部要員の集合	8
2 震災対策本部指揮・命令系統	8
3 震災対策本部要員の役割分担	8
Ⅲ 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の開設	9
1 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の開設宣言	9
2 安否確認隊の編成	9
3 救助隊の編成	9
4 要援護者の救出隊の編成	10
5 室内片付け隊の編成	10
6 町内の治安対策	10
7 被災状況のとりまとめ	11
Ⅳ 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の運営	11
1 震災対策本部の運営	11
2 安否確認・負傷者・住宅被害状況の確認	11
3 水道の出水の確認	12
4 被災状況（避難者数・負傷者数・建物被害等）救助隊の活動及び不足物資などの把握	12
5 水・食料の確保	12
6 トイレの確保	12
7 負傷者・病人等の看護・応急措置・搬送	13
8 町内の被害状況の調査・広報・町内の警備	13
9 震災対策本部の縮小・解散	13
データ編	15
1 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部データ	16
2 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部組織図	17
3 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部要員名簿	18
4 百合ヶ丘ハイツ自治会備蓄資器材一覧表	19
5 震災時における飲料水提供に関する協定書	20
様式集	24
様式—1 安否確認表（震災対策本部用）	25

様式—2	安否確認票（玄関ドア一貼り付け用）	26
様式—3	震災対策本部室（外観）確認票	27
様式—4	震災対策本部室（内部）確認票	27
様式—5	被害情報収集票	28
様式—6	負傷病者連絡票	29
様式—7	物資受入れ・払出し票	30
付録図		31
	広域避難場所経路図	31

震 災 時 の 心 得

近い将来発生するとされる大震災を想定して、その時に地域住民の皆様と協力して、ご家族の安全を確保し、その後の対策をどうすべきかを自治会として想定しました。その手順を百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部運営マニュアルとして立案しました。

基本的に震災発生直後は市役所等公的機関の救援・救助は望めません。行政等の救援・支援対策が確立するまでは、自治会と各マンション等の管理組合が協力して自衛自治をすべく住民皆様の力を合わせ協力して対処して下さい。

過去の天災・災害時の記録を見ると被災直後は「てんでに（各人で）避難し、その後は惜しめない協力で助け合う（互助）が基本」と伺います。皆様のご協力をお願いいたします。震災発生時は次ぎの手順で対処して下さい。

（地震発生時）

1. 震度5（強）以上の地震が発生した時は、先ず自分の身の安全を第一に確保して下さい。
2. 次に家族近隣の人々と助け合って、避難、救助、救援活動を皆様の協力で百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部運営マニュアル（以下「震災対策本部運営マニュアル」という）に準じて開始して下さい。
3. 身の安全確保が出来て地震が収まった時点で火の元を確認します。（ガス栓を閉じ、電気のブレーカをおとします）
4. 室外、屋外の足元、頭上の安全を確保しながら階下、路上、プレイロットに避難します。その時点で隣近所の安否をお互いに確認し合ってください。
5. 隣近所の方々と（自治会各班）共に「八木中央公園いっとき避難場所」（以下「いっとき避難場所」という）へ避難し集合して下さい。
6. 室外への避難が困難となった場合（玄関ドアが開かなく外に出られなくなった場合など）非常ベルを鳴らすか開閉可能な窓を開けて救助を求めてください。
7. 「いっとき避難場所」に集合した時点で、居合わせる百合ヶ丘ハイツ震災対策本部要員（以下「震災対策本部要員」という）は、百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部（以下「震災対策本部」という）組織を立ち上げます。同時に居合わせる健常者の協力を呼びかけます。
8. 先ず怪我人等の救急、救済と共に状況判断して「永谷小学校地域防災拠点」（以下「地域防災拠点」という）との連絡を確保します。
9. 各家族の通学先、勤務先への連絡確認等の手段を講じます。

近隣の幼稚園、小学校、中学校へは各PTAの代表者が、その時可能な手段で連絡を取り安否の確認をして下さい。その他高校、大学、専門学校等に通う子弟の家族の方は、それぞれに平素に連絡手段を相談しておきそれに準じて行動して下さい。また、会社、役所等に勤務されている方の家族も平素家庭内で相談しておいて下さい。

(ライフラインの確保)

1 0. 電力、通信（固定電話、携帯電話）、水道、都市ガスは全て麻痺すると考えられます。（電気に比べ地下配管の上下水道、ガスは復旧に時間を要します。）

1 1. 食料の確保は平素各家庭で3日から7日分の食料を備蓄して下さい。

1 2. 水については、自治会地域内の直結方式と受水槽方式とを分けて対応します。

百合ヶ丘ハイツ1～8号棟、エステスクエアⅠ・Ⅱ、下永谷北パークホームズ、ダイアパレス、戸建、百合ヶ丘ハイツ9～17号棟と中央公園ハイツの1階共用水道は、水道本管直結方式です。百合ヶ丘ハイツ9～17号棟と中央公園ハイツ並びにダイアパレスは受水槽方式です。停電をしたら室内の水道は全て使用出来なくなりますので、最小限の飲料水は1階の共用水道を利用することになります。

地盤変動で水道本管が破損断水した場合には、地域内の全ての水道水が使用できなくなります。その時には百合ヶ丘ハイツ11号棟裏（80m³）及び16号棟脇の受水槽の水（20m³）及びダイアパレス受水槽（5m³）を自治会員全体で分け使用することになります。（別途使用管理方法を百合ヶ丘ハイツ第2管理組合及びダイアパレス管理組合其々と協議し定めます。）

1 3. 断線等により停電すると、一般家庭の固定電話は不通となります。携帯電話は通信規制が課せられ通話が困難となります。夜間には、発電機または自家用自動車の所有者に協力を得て、震災対策本部の照明を確保する必要があります。

1 4. 震災時は県内の親戚、知人との電話は不通となりますが、県外の親戚、知人との電話は比較的つながり易くなっています。家族の安否確認、その他の情報連絡窓口として、県外の親戚、知人との連絡体制を確立しておきましょう。

1 5 震災用伝言ダイヤル（171）利用方法

①「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。

②録音された伝言は、被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。

③提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等でお知らせします。

伝言の録音方法

↓
171をダイヤル

↓
ガイダンスが流れます

↓
録音の場合 1

↓
ガイダンスが流れます

↓
171-2-000-000-00001#⇒録音（30秒以内）⇒9#

「災害用伝言ダイヤル」に登録できる電話番号は「被災地内の固定電話の番号。必ず市外局番からダイヤルしてください。

再生の場合



171をダイヤル



ガイダンスが流れます



再生の場合 2



ガイダンスが流れます



171-2-000-000-00001#⇒再生⇒9#

「災害用伝言ダイヤル」に登録できる電話番号は「被災地内の固定電話の番号」。必ず市外局番からダイヤルしてください。

NTT 東日本災害伝言ダイヤル⇒<http://www.ntt-east.co.jp/name/saigi/>

携帯電話災害用伝言ダイヤルの利用方法

地震などの大規模な災害が発生した場合、各携帯電話事業者が運用する「災害用伝言板」を使って安否情報を登録・確認することができます。

- ①震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生した時に、携帯電話を利用して自身の安否情報を登録したり、家族や友人の安否情報を確認することができます。
- ②それぞれの携帯電話の「トップメニュー」から「災害用伝言板」を選択してください。

NTT ドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

Au by KDDI <http://dengon.ezweb.ne.jp>

ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp>

イー・モバイル <http://dengon.emnet.ne.jp>

ウィルコム(他社携帯から) <http://dengon.willcom-inc.com>

(ウィルコムから) <http://dengon.clubh.ne.jp>

16. トイレ等衛生環境の確保に努めて下さい。水洗トイレは水が十分流れない場合は、下水管の詰りを生じる場合がありますので、浴槽内には常に水を確保しておきましょう。

(震災対策本部の開設)

17. 「いっとき避難場所」に駆けつけた「震災対策本部要員」は、管理センターの安全を確認した上で震災対策本部を開設し、震災対策本部運営マニュアルに準拠して自宅生活者の支援活動を開始します。一般自治会員は円滑に救助・救援対策を得るために、震災対策本部の運営活動に最大限の協力をするものとします。
18. 震災対策本部は住民の皆さんの不安を和らげるべく助け、これらに対処すべき行動を提案しながら業務を進めるものとします。

百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部運営マニュアル

I 「いつとき避難場所」（八木中央公園）への避難

1. 震度5（強）以上の地震が発生した場合

- (1) 震度5（強）以上の地震が発生した場合、百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部要員（以下「震災対策本部要員」という）は、家族や自宅の無事を確認して、直ちに「いつとき避難場所」に駆けつけます。

2. 「いつとき避難場所」の安全確認

- (1) 「いつとき避難場所」周辺に火災などの危険がないかを確認し、避難者を「いつとき避難場所」に誘導します。
- (2) 避難者に概ね班別に待機するよう指示します。（自治会の評議員47班）
- (3) 班別に隣近所の安否の確認をするよう指示します。
- (4) 班別に自宅の被害状況を調査します。
自宅での生活が可能な人、不可能な人、室内を片付ければ何とか生活が可能な人に区別して待機させます。
- (5) 安否確認、被害状況等の調査結果を所定の様式に記入し、避難者（自宅生活者、「地域防災拠点」避難者）の概数を把握します。
- (6) 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部長（以下「本部長」という）は、管理センター及び自治会館の鍵の所有者及び「震災対策本部要員」に安全確認を行うよう指示します。（編成要員は2人程度）
- (7) 本部長は、「地域防災拠点」の受入れ態勢の確認と「地域防災拠点」への避難経路の安全確認を行うよう指示します。（編成要員は2人程度）
- (8) 本部長の到着が困難な場合には、次ぎの順序で役割（指揮・命令）を分担します。
本部長→本部長代理→副本部長→庶務班長→情報班長→食料班長→本部要員

3. 管理センター及び自治会館施設の安全確認

- (1) 「いつとき避難場所」で本部長より指示された鍵の保管者及び「震災対策本部要員」は、管理センター及び自治会館の安全を確認します。
- (2) 管理センターの鍵の保管者は、第1管理組合理事長、第2管理組合理事長、百合ヶ丘ハイツ自治会長、管理会社2社が保管しています。

- (3) 自治会館の鍵は、自治会長、副会長、各部理事が保管しています。
- (4) 火災などの危険がないかを確認し、管理センター又は自治会館の鍵を開錠します。
- (5) 管理センターまたは自治会館周辺での地面の亀裂、火災又は損傷が大きい場合、あるいは周囲に大火災が迫っている場合には、他の避難場所や広域避難場所（下永谷市民の森）へ一時的に避難誘導します。
- (6) ライフライン（電気・ガス・水道・電話・下水道）の使用可否を確認します。
- (7) 管理センターおよび自治会館の施設の安全確認は、2人以上の組で編成し、ヘルメット・軍手などの装備をして行います。
- (8) 管理センター及び自治会館が震災対策本部として使用可能なら、「いつとき避難場所」で待機中の本部長にその旨連絡します。

4. 「地域防災拠点」（永谷小学校）の受入れ態勢と避難

経路の安全確認

- (1) 「いつとき避難場所」で本部長より指示された「震災対策本部要員」は、「地域防災拠点」の受入れ態勢が出来ているか否かを確認します。
- (2) 「地域防災拠点」への避難経路の安全確認と周辺の火災の状況を確認します。
- (3) 上記の安全確認が出来たら「いつとき避難場所」に待機中の本部長にその旨連絡します。

5. 避難誘導

- (1) 本部長は、管理センター及び自治会館の安全が確認できたら、震災対策本部を管理センターに設置することを避難者全員に宣言し、「震災対策本部要員」に活動の開始を指示します。
- (2) 本部長は、「地域防災拠点」の受入れ態勢と避難経路の安全を確認したら、避難誘導隊（4名編成）を編成し、自宅での避難生活が困難な人を「地域防災拠点」に避難を開始するよう指示します。
- (3) 本部長は、自宅での生活が可能な人には、自宅に戻るよう指示します。
但し、幼児、子ども、高齢者等の弱者は自宅に戻りますが、健常者は各種の編成要員として待機するよう協力を求めます。
- (4) 自宅での生活が可能な人は自宅へ、自宅での生活が困難な人及び負傷により治療が必要な人は「地域防災拠点」へ、「震災対策本部要員」及び健常者は管理センター又は自治会館の「震災対策本部」にそれぞれ移動します。

II 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部への集合

1. 「震災対策本部要員」の集合

- (1) 本部長は、「震災対策本部要員」の集合を確認します。
- (2) 本部長は、「震災対策本部運営マニュアル」及び腕章等を配布し、各班長、班員を指名し、震災対策本部の活動開始を指示します。
- (3) あらかじめ決められている役員が参集していない場合には、本部長が代替りの者を選任します。

2. 震災対策本部指揮・命令系統

- (1) 本部長の到着が困難な場合は、下記の順序で、役割（指揮・命令）を代行します。

本部長→本部長代理→副本部長→庶務班長→情報班長→食料物資班長→本部要員

3. 「震災対策本部要員」の役割分担

- (1) 震災対策本部運営委員会（本部長・本部長代理・副本部長）
 - ① 鍵の解除
 - ② 震災対策本部の開設
 - ③ 震災対策本部の運営
 - ④ 対策本部運営会議の招集
 - ⑤ 対策本部の縮小及び解散
- (2) 庶務班
 - ① 震災対策本部運営に関する総合調整
 - ② 「地域防災拠点」との連絡調整、第一報（速報）及び定期報告
 - ③ その他、他の班に属さないこと
- (3) 情報班
 - ① 情報管理に関する活動
 - ② 情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声など）
 - ③ 避難者名簿に関すること
 - ④ 周辺状況の確認

- (4) 救出救護班
- ① 負傷者の地域防災拠点への搬送
 - ② 安否確認隊の編成
 - ③ 救助隊の編成
 - ④ 要援護者の救出
 - ⑤ 室内片付け隊の編成
 - ⑥ 防犯パトロール隊の編成
 - ⑦ 被災状況の確認

- (5) 食料物資班
- ① 水の確保
 - ② トイレの確保
 - ③ 食料の調達・配布
 - ④ 救援物資の確保・配布などの管理

Ⅲ 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の開設

1. 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の開設宣言

- (1) 本部長は、震災対策本部の開設を宣言し、町内の治安活動と自宅生活者への支援活動を開始します。
- (2) 自宅生活者に管理センター又は自治会館に震災対策本部を設置した旨をハンドマイク等で連絡し安心させます。
- (3) 自宅生活者は震災対策本部の指示に従って、落ち着いて行動するよう呼びかけます。
- (4) 地域防災拠点に震災対策本部を設置した旨の第1報を入れます。
- (5) 健常者には進んで震災対策本部要員に協力してもらい、皆で助け合います。
- (6) 固定電話、デジタル移動無線等、通信機器の使用可否を確認します。
- (7) 地域防災拠点との通信手段は、固定電話、デジタル移動電話、アマチュア無線、人力による伝令を使用します。
- (8) 震災対策本部に必要な機器は、搬出入しやすい場所に用意します。
「震災対策本部運営マニュアル」(対策本部要員数)、各種様式の印刷物、ハンドマイク、非常照明、筆記用具、メモ用紙、ガムテープ(大量に)、パソコン等
- (9) 管理センター前の公衆電話は災害時優先電話となっています。

2. 安否確認隊の編成

- (1) 本部長は、救出救護班長に安否確認隊の編成を指示します。

- (2) 救出救護班長は、健常者の協力を得て安否確認隊を編成します。
- (3) 編成人員は4～5人を1班とします。
- (4) 安否確認隊は、「いっとき避難場所」にて調査した安否確認票（様式—1）により戸別に確認します。
- (5) 安否が確認できない場合には、別に定める安否確認票（様式—2）を玄関扉等にその旨表示します。
- (6) 発災直後は余震に注意しながら、二次災害に遭わないよう注意して活動を行います。

3. 救助隊の編成

- (1) 本部長は、救出救護班長に救助隊の編成を指示します。
- (2) 救出救護班長は、健常者の協力を得て救助隊を編成します。
- (3) 編成人員は10人程度を1班とします。
- (4) 重傷者は、「地域防災拠点」救護班に指示を仰ぎます。
- (5) 重軽傷者で自宅での生活が困難な場合には、「地域防災拠点」に搬送します。
- (6) 家屋などに閉じ込められ救助に資機材を必要とする場合には、「地域防災拠点」に派遣要請をします。

4. 要援護者の救出隊編成

- (1) 本部長は、救出救護班長に要援護者救出隊の編成を指示します。
- (2) 救出救護班長は、健常者の協力を得て要援護者救出隊を編成します。
- (3) 編成人員は4～5人程度を1班とします。
- (4) 自宅での生活が困難な場合には、「地域防災拠点」に避難させます。

5. 室内片付け隊の編成

- (1) 本部長は、救出救護班長に室内片付け隊の編成を指示します。
- (2) 救出救護班長は、健常者の協力を得て室内片付け隊を編成します。
- (3) 編成人員は4～5人程度を1班とします。
- (4) 最低1部屋を生活場所として確保します。

6. 町内の治安対策

- (1) 本部長は、救出救護班長に防犯パトロール隊の編成を指示します。
- (2) 救出救護班長は健常者の協力を得て防犯パトロール隊を編成します。

- (3) 1班5～7人の2班編成として、昼夜定期的にパトロールを実施し町内の防犯対策に努めます。

7. 被災状況の取りまとめ

- (1) 「いつとき避難場所」での聞き取り調査
- (2) 安否確認隊の確認調査
- (3) 救助隊による救助活動
- (4) 防犯パトロール隊の活動
- (5) 情報班長は、上記調査報告に基づき被災状況を整理し、本部長に報告します。

IV 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部の運営

1. 震災対策本部の運営

- (1) 本部長は、震災対策本部運営会議を1日1回以上召集し、状況把握と運営方針を決定します。
- (2) 被災状況（避難者数、負傷者数、建物被害等）不足物資の状況を把握します。
- (3) 「地域防災拠点」と連絡を密にします。

2. 安否確認・負傷者・住宅被害状況の確認

- (1) 安否確認
 - ① 安否確認票（様式—1）の準備
 - ② いつとき避難場所での聞き取り調査、安否確認隊、救助隊、防犯パトロール隊からの報告をもとに、自宅生活者、「地域防災拠点」への避難者を確認し、避難状況を把握し、会員、同家族からの安否確認の問い合わせに備えます。
- (2) 負傷者の応急手当
 - ① 会員内に医師、看護師等資格者の応援を求めます。
 - ② 重傷者は「地域防災拠点」の指示を仰ぎます。
- (3) 自宅の被害状況
 - ① 「いつとき避難場所」での聞き取り調査に基づき、自宅での生活が困難な人は、「地域防災拠点」に避難誘導します。また、家具の散乱等を片付ければ生活が可能な人には、室内片付け隊を編成して最低限1部屋を確保します。
 - ② 本部長は、健常者の協力を得て室内片付け隊を編成します。
 - ③ 1班4～5人程度で編成します。

3. 水道の出水確認

- (1) 管理センター、自治会館の水道は本管と直結しているため停電時でも水圧があれば使用は可能です。
- (2) 受水槽の点検
 - ① 11号棟裏及び16号棟脇及びダイアパレス1階裏の受水槽を点検し、破損状態を確認します。
 - ② 3ヶ所の受水槽には105^m (105,000リットル) の水道水が溜められています。
1人1日3リットルを約500世帯4人家族で約18日間は生活が可能です。

4. 被災状況（避難者数・負傷者数・建物被害等）、救助

隊の活動及び物資等の把握

- (1) 本部長は、救出救護班長に町内の被災状況の調査を指示します。
- (2) 救出救護班長は、安否確認隊、救助隊、防犯パトロール隊からの状況報告をとりまとめ、本部長及び庶務班長に報告します。
- (3) 庶務班長は、「地域防災拠点」への状況報告（第二報）をします。

5. 水・食料の確保

- (1) 「震災対策本部」としては、「震災対策本部要員」の水や食料の備蓄はしません。会員各自の備蓄食料で対応します。
- (2) 自宅生活者が食料や生活物資等の援助を希望する人には、「地域防災拠点」に連絡し援助対象者として登録します。
- (3) 自宅生活者が飲料水を希望する場合には、受水槽内の水道水を配給します。
- (4) 救援物資の受け取りは、高齢者・障害（児）者、乳幼児・児童・妊産婦・体力衰弱者を優先しつつ公平に分配します。

6. トイレの確保

- (1) 下水管や建物内の配管の損傷を確認します。
- (2) 損傷がなければ、管理センター及び自治会館の水洗トイレが使用できるかどうかを確認します。
- (3) 損傷がある場合には使用を禁止し、各自宅のトイレを使用する様指示を出します。

- (4) 水道水が出る場合でも、極力節約するように周知します。
- (5) トイレの使用方法、トイレ清掃（当番制）のルールを作り周知します。
- (6) トイレが不足する場合には、「地域防災拠点」に仮設レンタルトイレの設置を要請します。
- (7) 備蓄仮設トイレ又は管理センター及び自治会館の既存トイレの使用に当っては、出来るだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どものへの安全面に留意します。
- (8) 管理センター及び自治会館のトイレが使用可能な場合には、管理センタートイレを女性用、自治会館トイレを男性用とします。
- (9) 消毒用薬品を用いて、トイレ・し尿の消毒を行い、手洗いを履行します。

7. 負傷者・病人等の看護・応急措置・搬送

- (1) 管理センター及び自治会館内の和室を応急手当のできる状態に整えます。
- (2) 自宅生活者の中で医師・看護師等の有資格者に協力を依頼します。
- (3) 重傷者や特別の介護を必要とする場合には、地域防災拠点に連絡し、その指示を受けます。

8. 町内の被害状況の調査・広報・町内の警備

- (1) 救出救護班長は、安否確認隊、防犯パトロール隊と協力し、町内の被災状況を調査し取りまとめます。
- (2) 情報班長は、掲示板等により、各種情報を避難者や周辺住民に伝達します。
- (3) 防犯パトロール隊は、1班5～7人の2班体制で町内を定期的に巡回します。
- (4) 被災者への対応
 - ①自治会名簿等を活用し、自主的に他の場所、施設に避難している人の状況を出来るだけ把握します。
 - ②家屋の破損はそれほどでもなく、とどまれる状態だが、水・食料などを「地域防災拠点」に依存しなければならない在宅の人も把握します。
 - ③特に保護が必要な高齢者、障害者などは、「地域防災拠点」に保護を依頼します。
- (5) 情報伝達方法の整備（情報班）
 - ①自宅生活者への情報伝達は、掲示板、ハンドマイク等の方法をもって漏れないようにします。
 - ③周辺地域の状況や「地域防災拠点」からの情報を自宅生活者に広報します。

9 震災対策本部の縮小・解散

- (1) ライフラインの復旧状況によって、震災対策本部を順次縮小していきます。

- (2) ライフラインの復旧と周辺の商店が再開した時には、震災対策本部を解散します。
- (3) 震災対策本部を解散するときは、その旨自宅生活者及び「地域防災拠点」に報告します。

データ編

1. 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部データ

1. 自治会世帯数 496世帯

2. 震災対策本部電話番号（管理センターを震災対策本部にした場合）

固定電話 第1管理組合 045-824-9747

第2管理組合 045-826-5886

FAX（共通） 045-823-5121

3. 防災関係機関等連絡先

種 別	名 称	電話番号
火事・緊急・救助	消防署	119
犯罪・交通事故	警察署	110
怪我・病気	港南区休日急患診療所	045-824-8806
	横浜市救急医療情報センター	045-201-1199
断水・緊急給水	水道局港南・栄地域サービス	045-847-6262
電気の故障・漏電	東電神奈川カスタマーセンタ	0120-99-5772
ガス漏れ	東京ガスお客さまセンター	0570-00-2211
電話の故障	NTT東日本	113
防火一般	港南区役所総務課	045-847-8306
火災・緊急	港南消防署	045-844-0119
	芹が谷消防出張所	045-822-0119
ゴミ処理	資源循環局港南事務所	045-843-3711
道路・下水・河川など	港南土木事務所	045-843-3711
崖など	建築局宅地企画課	045-671-2948
地域防災拠点	永谷小学校地域防災拠点	045-823-3341
地域医療救護拠点	上永谷中学校	045-842-3939

2. 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部組織表

本部長（自治会長）



本部長代理：港南百合ヶ丘ハイツ管理組合理事長
港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合理事長
↓ エステスクエアⅡ管理組合理事長
中央公園ハイツ管理組合理事長
ダイアパレス管理組合理事長

副本部長：自治会副会長
港南百合ヶ丘ハイツ管理組合副理事長
港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合副理事長
↓ エステスクエアⅡ管理組合副理事長
中央公園ハイツ管理組合副理事長
ダイアパレス管理組合副理事長

庶務班：自治会総務企画部・会計担当
港南百合ヶ丘ハイツ管理組合理事



情報班：自治会文化体育部・青少年子ども部
中央公園ハイツ理事・エステスクエアⅡ管理組合理事



救出救護班：自治会防犯防災部・環境衛生部・高齢者福祉部
港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合理事



食料物資班：自治会女性部・監査担当・会館運営部
ダイアパレス管理組合理事

3. 百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部要員名簿

No.	役 職	氏 名	電話番号	団 体 の 役 職
	本部長			自治会長
	本部長代理			港南百合ヶ丘ハイツ管理組合理事長
	〃			港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合理事長
	〃			エステスクエアⅡ管理組合理事長
	〃			中央公園ハイツ管理組合理事長
	〃			ダイヤパレス管理組合理事長
	副本部長			自治会副会長
				港南百合ヶ丘ハイツ管理組合副理事長
				港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合副理事長
	〃			エステスクエアⅡ管理組合副理事長
	〃			中央公園ハイツ管理組合理事長
	〃			ダイヤパレス管理組合理事長
	庶務班班長			自治会総務企画部部长
	庶務班員			自治会総務企画部
	〃			自治会会計
	〃			港南百合ヶ丘ハイツ管理組合理事
	情報班班長			自治会文化体育部長
	情報班班員			自治会文化体育部
	〃			自治会青少年こども部
	〃			中央公園ハイツ管理組合理事
	〃			エステスクエアⅡ管理組合理事
	救出救護班長			自治会防犯防災部長
	救出救護班員			自治会防犯防災部
				自治会環境衛生部
				自治会高齢者福祉部
				港南百合ヶ丘ハイツ第2管理組合理事
	食料物資班長			自治会女性部長
	食料物資班員			自治会女性部
				自治会監査・会館運営部
				ダイヤパレス管理組合理事

4. 百合ヶ丘ハイッ自治会備蓄資器材一覧表

資器材名	型式	備蓄数量	購入年月日	備考
ラジオ		3個		
消火器		4本		
担架		2本		
医療セット		2セット		
テント		5張		
防災シート		3枚		
ヘルメット		134個		
バール		2本		
ライト		6本		
メガホン		5個		
ポリタンク		5個		
赤色誘導等		20本		
救急リヤカー	アルミワンタッチ	1台	H24.12月	
4つ折担架	同上リヤカー専用	1組	H24.12月	
救助用工具セット	レスキュースリム	1組	H24.12月	
階段避難車	イーバックチェア	1台	H24.12月	
腕章				

5. 震災時における飲料水提供に関する協定書

震災時における飲料水の提供に関する協定書（第二管理組合用）

港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合理事長（以下「甲」という。）と百合ヶ丘ハイツ自治会長（兼百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部長）（以下「乙」という。）は、震災時における飲料水の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、震災時において、甲と乙が協力して、飲料水を迅速かつ円滑に地域住民に提供するために必要な事項を定める。

（提供する飲料水）

第2条 甲が乙に供給できる飲料水は、11号棟裏及び16号棟脇の受水槽内の飲料水とする。

（飲料水の提供時期）

第3条 乙が、百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部（以下「丙」という。）を設置し、かつ、飲料水供給の要請があった時は、甲は速やかに前条の飲料水を提供するものとする。

（要請方法）

第4条 乙は、甲に飲料水の提供を要請する場合には、電話、口頭により要請することができるものとする。

（飲料水の提供方法）

第5条 乙の要請により甲が管理する飲料水を地域住民に提供する場合には、次の方法で行うものとする。

- (2) 受水槽の蛇口を開閉する場合には、丙の立会いの下に行うものとする。
- (3) 丙は、飲料水の衛生管理に万全を図るものとする。
- (4) 飲料水の提供時には、地域住民の混乱がないように、丙が責任をもって行うものとする。
- (5) 提供する飲料水は、一人1日3リットル程度とし、公平に行き渡るように行うものとする。

（飲料水の提供終了時期）

第6条 丙は、次の場合には飲料水の提供を終了し、その旨を甲に報告をするものとする。

- (1) 受水槽内の飲料水が無くなった時。
- (2) 横浜市営水道が復旧した時。
- (3) 百合ヶ丘ハイツ震災対策本部を解散する時。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲又は乙から特段の解除申出がないときは、1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 港南百合ヶ丘ハイツ第二管理組合
理事長 小川 幸一 印

乙 百合ヶ丘ハイツ自治会
会長 内田 剛 印

震災時における飲料水の提供に関する協定書（ダイアパレス用）

ダイアパレス管理組合理事長（以下「甲」という。）と百合ヶ丘ハイツ自治会長（兼百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部長）（以下「乙」という。）は、震災時における飲料水の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、震災時において、甲と乙が協力して、飲料水を迅速かつ円滑に地域住民に提供するために必要な事項を定める。

（提供する飲料水）

第2条 甲が乙に供給できる飲料水は、1階建物裏の受水槽内の飲料水とする。

（飲料水の提供時期）

第3条 乙が、百合ヶ丘ハイツ自治会震災対策本部（以下「丙」という。）を設置し、かつ、飲料水供給の要請があった時は、甲は速やかに前条の飲料水を提供するものとする。

（要請方法）

第4条 乙は、甲に飲料水の提供を要請する場合には、電話、口頭により要請することができるものとする。

（飲料水の提供方法）

第5条 乙の要請により甲が管理する飲料水を地域住民に提供する場合には、次の方法で行うものとする。

- （2）受水槽の蛇口を開閉する場合には、丙の立会いの下に行うものとする。
- （3）丙は、飲料水の衛生管理に万全を図るものとする。
- （4）飲料水の提供時には、地域住民の混乱がないように、乙が責任をもって行うものとする。
- （5）提供する飲料水は、一人1日3リットル程度とし、公平に行き渡るように行うものとする。

（飲料水の提供終了時期）

第6条 丙は、次の場合には飲料水の提供を終了し、その旨を甲に報告をするものとする。

- （1）受水槽内の飲料水が無くなった時。
- （2）横浜市営水道が復旧した時。
- （3）百合ヶ丘ハイツ震災対策本部を解散する時。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲又は乙から特段の解除申出がないときは、1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ダイアパレス管理組合
理事長 米沢 賢吾 印

乙 百合ヶ丘ハイツ自治会
会長 内田 剛 印

様式集

(様式一1) 安 否 確 認 票 (震災対策本部用)

マンション名	住 所	戸 建	住 所
	号棟 号室	前 後	番地

世帯主氏名 : 自宅の状況 : 被害なし 一部被害 倒壊

家族の状況

氏 名	性別	年齢	身体の状況	所在場所	自宅の状況	避難の状況
	男 女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります <input type="checkbox"/> 不明です	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生活可 <input type="checkbox"/> 一部生活可 <input type="checkbox"/> 生活不可	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚知人宅 <input type="checkbox"/> 防災拠点 <input type="checkbox"/> 県外
	男 女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります <input type="checkbox"/> 不明です	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生活可 <input type="checkbox"/> 一部生活可 <input type="checkbox"/> 生活不可	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚知人宅 <input type="checkbox"/> 防災拠点 <input type="checkbox"/> 県外
	男 女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります <input type="checkbox"/> 不明です	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生活可 <input type="checkbox"/> 一部生活可 <input type="checkbox"/> 生活不可	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚知人宅 <input type="checkbox"/> 防災拠点 <input type="checkbox"/> 県外
	男 女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります <input type="checkbox"/> 不明です	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生活可 <input type="checkbox"/> 一部生活可 <input type="checkbox"/> 生活不可	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚知人宅 <input type="checkbox"/> 防災拠点 <input type="checkbox"/> 県外
	男 女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります <input type="checkbox"/> 不明です	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 生活可 <input type="checkbox"/> 一部生活可 <input type="checkbox"/> 生活不可	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚知人宅 <input type="checkbox"/> 防災拠点 <input type="checkbox"/> 県外

(様式一2) 安否確認票〔玄関ドア一張り出し用〕

安否確認票（百合ヶ丘 Heights 自治会震災対策本部）

安否確認日：平成 年 月 日

確認時間 ：午前・午後 時 分

安否確認者：安否確認隊

安否確認が出来ませんでした。帰宅いたしましたら百合ヶ丘 Heights 自治会震災対策本部（管理センター又は自治会館）までご一報下さい

(様式-3)

震災対策本部室（外観）確認票

施設名	報告日時	報告者
管理センター・自治会館	平成 年 月 日 時 分	

1 本部周辺の状況

1 近くで火災が発生していないか	有	無
2 延焼の危険性はないか	有	無
3 ガス臭がしないか	有	無
4 垂れ下がっている電線はないか	有	無
5 特記事項		

2 建物の外観（管理センター・自治会館）

1 建物が傾斜していないか	有	無
2 柱及び壁面等に亀裂・剥離がないか	有	無
3 窓ガラスの破損はないか	有	無
4 出入口の扉の開閉ができるか	可	否
5 電気はつくか	可	否
6 特記事項		

(様式-4)

震災対策室（内部）確認票

施設名	報告日時	報告者
管理センター・自治会館	平成 年 月 日 時 分	

項目	点検結果	備考
出火防止装置を講じたか		
階段は使用できるか		
ガス臭くないか		
出入り口の扉の開閉ができるか		
床の破損・陥没がないか		
柱及び壁面等に亀裂・剥離がないか		
天井の亀裂・落下がないか		
窓ガラス破損・飛散はないか		
備品の転倒・落下はないか		
電気はつくか		
断水はしていないか		
特記事項		

(様式一5)

被害情報収集票

場 所	報 告 日 時	情報提供者の氏名・住所	報告者
	平成 年 月 日		
<p>(被害情報について、具体的に記入すること)</p>			

(様式一6)

負傷病者連絡票

場 所	報 告 日 時	報 告 者
百合ヶ丘ハイツ震災対策本部	平成 年 月 日 時 分	

受付時間	氏 名	住 所	性 別	区 分	けが・病気の具合	備考(措置)

(様式一七)

物資受入れ・払出し票

品	目		備蓄品・救援品
---	---	--	---------

区分	日	時	数量	単位	残数量	受・払先	備 考
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							
受け入れ 払出し							

広域避難場所の地図を入れる



作成日 平成24年12月作成
作成者 百合ヶ丘ハイツ自治会（
編集責任者 自治会長 内田 剛

※ なお、本マニュアルの作成には、横浜市立永谷小学校地域防災拠点運営マニュアル・港南区
防災マップ・港南区災害対策本部防災5箇条を参考にしました。